

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】令和6年3月4日(2024.3.4)

【国際公開番号】WO2022/255017
 【出願番号】特願2023-525668(P2023-525668)

【国際特許分類】

H 0 1 M 5 0 / 5 0 3 (2 0 2 1 . 0 1)
 H 0 1 M 5 0 / 2 0 9 (2 0 2 1 . 0 1)
 H 0 1 M 5 0 / 5 5 (2 0 2 1 . 0 1)
 H 0 1 M 5 0 / 5 0 7 (2 0 2 1 . 0 1)
 H 0 1 M 5 0 / 5 0 9 (2 0 2 1 . 0 1)
 H 0 1 G 1 1 / 1 0 (2 0 1 3 . 0 1)
 H 0 1 G 2 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)
 H 0 1 M 5 0 / 5 1 (2 0 2 1 . 0 1)

10

【 F I 】

H 0 1 M 5 0 / 5 0 3
 H 0 1 M 5 0 / 2 0 9
 H 0 1 M 5 0 / 5 5 1 0 1
 H 0 1 M 5 0 / 5 0 7
 H 0 1 M 5 0 / 5 0 9
 H 0 1 G 1 1 / 1 0
 H 0 1 G 2 / 0 2 1 0 1 E
 H 0 1 M 5 0 / 5 1

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月5日(2023.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓄電素子と、バスバーとを備える蓄電装置であって、
 前記蓄電素子は、第一蓄電素子と第二蓄電素子であって、前記第一蓄電素子は、第一方向に突出する第一電極端子を有し、

前記第二蓄電素子は、前記第一方向に突出する第二電極端子であって、前記第一方向と交差する第二方向において前記第一電極端子と並んで配置される第二電極端子を有し、

40

前記バスバーは、

前記第一電極端子に接続される第一接続部と、

前記第二電極端子に接続される第二接続部と、

電流経路上に配置される第三接続部と、を備え、

前記第三接続部は、前記第一電極端子および前記第二電極端子に対して、前記蓄電素子から離れる方向に突出し、導電部材と接続される第三接続部であって、

前記第三接続部は、前記第一方向及び前記第二方向と交差する第三方向から見て、前記第二方向において、前記第一電極端子の前記第二電極端子とは反対側の端部から、前記第二電極端子の前記第一電極端子とは反対側の端部までの間に配置される

蓄電装置。

【請求項2】

50

前記第三接続部は、前記第三方向から見て、前記第二方向において前記第一電極端子の中心から前記第二電極端子の中心までの間に配置される

請求項 1 に記載の蓄電装置。

【請求項 3】

前記バスバーは、さらに、

前記第一接続部及び前記第二接続部を繋ぐ繋ぎ部を有し、

前記第三接続部は、前記第二接続部から、前記第一電極端子および前記第二電極端子に対して、前記蓄電素子から離れる方向に突出して配置される

請求項 1 または 2 に記載の蓄電装置。

【請求項 4】

前記第一接続部は、前記第三方向に突出する第一突出部を有し、

前記第二接続部は、前記第三方向に突出する第二突出部を有し、

前記繋ぎ部は、前記第一突出部及び前記第二突出部を繋ぐ

請求項 3 に記載の蓄電装置。

【請求項 5】

前記第三接続部と前記繋ぎ部とは、前記第三方向から見て互いに重なる位置に配置される、

請求項 3 に記載の蓄電装置。

【請求項 6】

前記第三接続部は、前記第二接続部と一体となって繋がる第三接続部であって、

前記第三接続部は、前記第二接続部の、前記第二方向における前記第一蓄電素子に近い端縁から突出する、

請求項 1 または 2 に記載の蓄電装置。

【請求項 7】

前記バスバーは、前記第一接続部、前記繋ぎ部、前記第二接続部、及び前記第三接続部の順に繋がった一体物である、

請求項 3 に記載の蓄電装置。

【請求項 8】

前記第一電極端子と前記第二電極端子とは、同極性である、

請求項 1 または 2 に記載の蓄電装置。

【請求項 9】

前記繋ぎ部は、前記電流経路と直交する断面積において、前記第三接続部の断面積よりも小さい

請求項 3 に記載の蓄電装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第一接続部は、前記第三方向に突出する第一突出部を有し、前記第二接続部は、前記第三方向に突出する第二突出部を有し、前記繋ぎ部は、前記第一突出部及び前記第二突出部を繋いでもよい。

10

20

30

40

50